

『文化財と技術』

第7号

<特集 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり>

第一部 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 鈴木勉 | 三角縁神獣鏡製作地論と古墳時代研究 |
| 前田亮 | 技術と継承－その繋がり－ |
| 福井卓造・鈴木勉 | ヤマト王権と地域王権の確執
－遅らされた技術移転「冶鉄技術」－ |
| 上村武 | 岡山県猿喰池製鉄遺跡の製鉄炉と技術継承論 |
| 李東冠・武末純一 | 百濟の鉄と製鋼技術に関する試論
－梯形鋸造鉄斧を中心に－ |
| 金跳咏 | 東北アジアにおける鉄器文化の到来と限治供鉄政策 |
| 鈴木勉・金跳咏 | 新山古墳・大成洞古墳群 88号墳出土
金銅製帶金具などの円文たがね |

第二部 古代東アジアの装飾技術

- | | |
|---------|--|
| 沢田むつ代 | 古墳出土の鉄刀と鉄劍の
柄巻きと鞘巻きの種類と仕様の事例 |
| 金宇大 | 新羅における垂飾付耳飾の系統と変遷 |
| 李漢祥 | 皇南大塚北墳嵌玉腕輪の製作工程と製作地 |
| 金跳咏・鈴木勉 | 皇南大塚北墳出土「夫人帶」銘銀製帶金具の線彫り技術について |
| 鈴木勉 | 朝鮮半島三国時代の彫金技術 その 15～19
その 15 国立慶州博物館・菊隱 collection 大刀の双連珠凸魚々子文
－藤ノ木古墳出土鞍金具の出自を求めて－ |
| | その 16 天安龍院里出土龍文環頭大刀の金板压着技法とは |
| | その 17 李漢祥「陝川玉田 M3 号墳龍鳳紋大刀の
環部製作工程」への批判 |
| | その 18 慶尚南道 咸陽郡 白川里 1 号出土大刀のうろこ文の打ち出し |
| | その 19 全北高敞郡雅山面鳳徳里古墳群 1 号墳出土飾履の
製作技術の疑問 |

第三部 復元研究報告

- | | |
|-----|---|
| 鈴木勉 | 群馬県山王金冠塚金銅製冠の復元 4～6
4 新羅の出字形冠 その 2
5 林堂洞 7 A 号墳金銅製冠
6 林堂洞 7 C 号墳金銅製冠 |
|-----|---|

<付録>

- | | |
|-----|--|
| 鈴木勉 | 三角縁神獣鏡の仕上げ加工痕と製作体制
(『河上邦彦古稀記念論集』2015 年より転載) |
|-----|--|

『文化財と技術』第7号 目次

<特集 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり>

第一部 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり

三角縁神獣鏡製作地論と古墳時代研究	鈴木 勉	5
技術と継承 —その繋がり—	前田 亮	10
ヤマト王権と地域王権の確執 —遅らされた技術移転「冶鉄技術」—	福井卓造・鈴木勉	32
岡山県猿喰池製鉄遺跡の製鉄炉と技術継承論	上桜 武	40
百濟の鉄と製鋼技術に関する試論 —梯形鋸造鉄斧を中心に—	李東冠・武末純一	63
東北アジアにおける鉄器文化の到来と限治供鉄政策	金 跳 咏	78
新山古墳・大成洞古墳群 88号墳出土 金銅製帶金具などの円文たがね	鈴木勉・金跳咏	101

第二部 古代東アジアの装飾技術

古墳出土の鉄刀と鉄剣の柄巻きと鞘巻きの種類と仕様の事例	沢田むつ代	111
新羅における垂飾付耳飾の系統と変遷	金 宇 大	143
皇南大塚北墳嵌玉腕輪の製作工程と製作地	李 漢 祥	180
皇南大塚北墳出土「夫人帶」銘銀製帶金具の線彫り技術について	金跳咏・鈴木勉	197
朝鮮半島三国時代の彫金技術 その15～19	鈴木 勉	205
その15 国立慶州博物館・菊隱 collection 大刀の双連珠凸魚々子文 —藤ノ木古墳出土鞍金具の出自を求めて—		
その16 天安龍院里出土龍文環頭大刀の金板圧着技法とは		
その17 李漢祥「陝川玉田M3号墳龍鳳紋大刀の環部製作工程」への批判		
その18 慶尚南道 咸陽郡 白川里1号出土大刀のうろこ文の打ち出し		
その19 全北高敞郡雅山面鳳徳里古墳群1号墳出土飾履の製作技術の疑問		

第三部 復元研究報告

群馬県山王金冠塚金銅製冠の復元 4～6	鈴木 勉	223
4 新羅の出字形冠 その2		
5 林堂洞7A号墳金銅製冠		
6 林堂洞7C号墳金銅製冠		

<付録>

三角縁神獣鏡の仕上げ加工痕と製作体制 (『河上邦彦古稀記念論集』2015年より転載)	鈴木 勉	233
---	------	-----

第一部 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり

三角縁神獸鏡製作地論と古墳時代研究	鈴木 勉	5
技術と継承 ーその繋がりー	前田 亮	10
ヤマト王権と地域王権の確執 ー遅らされた技術移転「冶鉄技術」ー	福井卓造・鈴木 勉	32
岡山県猿喰池製鉄遺跡の製鉄炉と技術継承論	上椿 武	40
百濟の鉄と製鋼技術に関する試論 ー梯形鋸造鉄斧を中心にしてー	李東冠・武末純一	63
東北アジアにおける鉄器文化の到来と限治供鉄政策	金 跳 咏	78
新山古墳・大成洞古墳群 88 号墳出土 金銅製帶金具などの円文たがね	鈴木 勉・金跳咏	101

ヤマト王権と地域王権の確執 —遅らされた技術移転「冶鉄技術」—

福井 卓造・鈴木 勉

1. 垂仁天皇と天日槍の曾孫清彦

前稿¹で筆者等は、雄略紀の木工韋那部真根に関わる記述を取り上げ、技術移転を促進しようとする為政者と、それを少しでも遅らせようとする渡来技術者、そしてその狭間でなんとか生き抜こうとする在来技術者、その三者間のせめぎ合いを見た。この事件は、考古学的には概ね5世紀のこととされる。

だがいくらそのようなせめぎ合いがあったとしても、時の進行とともに技術移転は少しずつでも進行して行くのが一般的である。ところがここに、他の分野に比べて日本が異常に技術移転を遅らせたと見られる分野がある。製鉄技術と鉄の鋳造技術、これを併せて冶鉄技術という。いずれも特別に高い温度を得ることが必要とされ、技術の歴史的評価として特別に高い技術である。何故そのような技術移転の遅延が惹き起こされたのか。日本古代文学にはそのことに関係あると思料される記述が存在するであろうか。それが今回のテーマである。

垂仁紀三年²、これは書紀紀年に従えば西暦でBC二七年のこととされるが、同じ垂仁紀の三十九年には皇子五十瓊敷命が大刀一千口を鍛(かぬち)河上に作らせ、石上神宮に納めたという記述もあり、大刀を作ったことや、「新羅」の記述があることからすれば、実は概ね4世紀後半の頃のことと想定される。垂仁三年はそれより少し前のことであろうか。そこには次のような記述がある。

垂仁紀三年
三年の春三月に、新羅の王の子天日槍來帰り。將て来る物は、羽太の玉一箇・足高の玉一箇・鶴鹿鹿の赤石の玉一箇・出石の小刀一口・出石の梓一枝・日鏡一面・熊の神籬一具、併せて七物あり。則ち但馬国に藏めて、常に神の物とす。

新羅の王子天日槍が将来した品物に、「出石の小刀一口・出石の梓一枝」とあり、当時の新しい武器が朝鮮半島新羅からもたらされていたことを、改めて確認することができる。

それから八五年後の垂仁紀八八年には次の記述がある（これは、同じく4世紀末から5世紀にかけてのことであろうか）。

垂仁紀八八年
八十八年の秋七月の己酉の朔戊午に、群卿に詔して曰はく、「朕聞く、新羅

1 福井卓造・鈴木勉 2013 「古代文学と技術移転(2)刀匠を驚かした申屈する剣」『文化財と技術』第五号、工芸文化研究所

2 『日本書紀』日本古典文学大系 68 岩波書店 一九五八年

せしむあめのひほこ はじ まうこ とき も きた たから たちま はじめ くにひと ため たふと
 の王子天日槍、初めて来し時に、將て来れる宝物、今但馬に有り。元め国人の為に貴びられて、
 すなは かむたから な たから みまほ そのひ つかひ つかは
 則ち神宝と為れり。朕、其の宝物を見欲し。」とのたまふ。即日に、使者を遣して、天日槍
 ひひこきよひこ たてまつ ここ みことのり うけたまは すなは みづか かむたから
 の曾孫清彦に詔して獻らしめたまふ。是に、清彦、勅を被りて、乃ち自ら神宝を
 ささ たてまつ はふと たまひとつ あしたか たまいちか うかか あかし たまいちか ひのかがみひとつ くま ひもろき
 挙げて献る。羽太の玉一箇・足高の玉一箇・鶴鹿鹿の赤石の玉一箇・日鏡一面・熊の神籬
 ひとそなえ ただ かたなひとつ あ めい いづし い すなは きよひこたちまち かたな けん おも
 一具なり。唯し小刀のみ有り。名を出石と曰ふ。則ち清彦忽に刀子は獻らじと以意ひ
 よ ころも うち かく みづか は すめらみこと いま かたな かく こころ しろ
 て、仍りて袍の中に匿して、自ら佩けり。天皇、未だ小刀を匿したる情を知しめきずして、
 きよひこ めぐ おもほ め みき みもと たま とき かたな ころも うち い あらは
 清彦を寵まむと欲して、召して酒を御所に賜ふ。時に刀子、袍の中より出でて顯る。
 天皇見して親ら清彦に問ひて曰はく、「爾が袍中の刀子は、何する刀子ぞ」とのたま
 ふ。爰に清彦、刀子を得匿すまじきことを知りて、呈し言さく、「獻る所の神宝の類なり」とまうす。則ち天皇、清彦に謂りて曰はく、「其の神宝は、豈類を離くること得むや」とのたまふ。乃ち出して獻る。皆神府に藏めたまふ。然して後に、宝府を開きて視れば、小刀自づからに失せぬ。則ち清彦に問はしめて曰はく、「爾が獻る所の刀子忽に失せぬ。若し汝の所に至れるか」とのたまふ。清彦答へて曰さく、「昨夕、刀子、自然に臣が家に至る。乃ち明旦失せぬ」とまうす。天皇、則ち惶りたまひて、且更覗めたまはず。是の後に、出石の刀子、自然に淡路嶋に至れり。其の嶋人、神なりと謂ひて、刀子の為に祠を立つ。是今に祠らる。

これらの記事で注目されるのは、垂仁三年に王子天日槍が将来した品々が、但馬国で神宝として保存されていたが、それをヤマト王権の垂仁天皇が見たくなり、献上させようとしたことである。しかし、王子天日槍の曾孫清彦は、鏡や玉は素直に献上したのに対し、鉄製の出石の小刀は、献上したくないと思い、隠そうとしたのである。それに加えて、垂仁三年の記事にはあった同じ将来品である出石の杵が、垂仁八八年の方では消えてしまっているのである。つまり、これらの記述に、天日槍の子孫清彦の側には、宝物類の内でも特に鉄製武器だけはどうしてもヤマト王権側に見せたくない、提出したくないという思いがあったということを看取ることが出来よう。

そして、清彦は小刀を隠しているのが見つかってしまい、改めて渋々献上することになった。一旦天皇の神庫に納められたはずのその小刀は、姿を消し、清彦の家に帰った。そして翌朝には清彦の家からも姿を消したというのである。おそらくは清彦が隠し通すことに成功したのであろう。この一連の事件は、清彦の側の小刀に対する執念を表したもので、小刀はそれほど清彦にとって大切なものであったことが理解できる。

一方ヤマト王権の垂仁天皇側は、清彦の言い訳を聞いて、それ以上の追求はしなかった。これもまた、「どうして？」と問い合わせたくなることである。

自分のひいお爺さんの天日槍が将来したものを見たいと言っているのに、清彦がここまで頑強に抵抗したのは、現代の私たちから見れば尋常でないと思われがちなところであるが、当時の時代性として、そこには特別な理由があったと見るべきであろう。

2. 技術を盗む、盗ませない

ある人が、これまで見聞したことの無い新技術によって作られた新製品を入手したとき、その技術の秘密を解明し、同じ物を作れるようになるにはどうすればよいであろうか。製法解説書などがあつたり、その製品を作ったことのある技術者や先生が製作指導してくれればよいのであるが、そのような虫の良い話があるのは、ここ二、三十年だけのこと、それも特に恵まれた人にだけ与えら

れる学習機会でしかない。古代から現代に至るまで、技術は技術者の生活の糧であって、わざわざ製法解説書を作ったり、教えてくれたりすることはまず考えられない。古代に日本列島へ渡来した工人にとっては、技術は自身と一族郎党を養うために隠し通さなければならない宝物である。

製品の作り方を知るには、まずその製品を手に取って、全体の形状、重さ、質感、雰囲気、何か気付いた点等を納得いくまで観察する。それから計測、模写、設計図作成作業に入る。設計図がでまき、それを元に試作する。しかし、計画通りには行かず必ずどこかで失敗する。その結果を踏まえて改良を重ねる。それを繰り返して実物への技術的な接近を図るのである。この一連の過程の入口が「見る」ことである。

例えば、現代の我が国の「輸出貿易管理令別表第1」には、武器、原子力、化学兵器、生物兵器、ミサイル、先端素材、材料加工、エレクトロニクス、コンピュータ、通信関連、海洋関連、推進装置、その他、機微品目の15項目に分類されたありとあらゆる先端技術品が列挙されている。他国における兵器などの製造を規制するための輸出規制対象品目の一覧となっているが、危険のある他の国における兵器など、新兵器、新技術を見せないための規制であると言える。逆に言えば、実物を手にとって見せてしまえば、危険な他の国が、その新兵器を作ってしまう可能性が著しく高まってしまうのである。筆者等が行ってきた復元研究においても同様のことが見られ、例えば断面形がレンズ状の丸みを帯びている事、あるいは腐食の仕方などの観察から七支刀の鑄造説も浮上した。つまり相手に新技術が移転するのを阻止したければ、その物を見せない事が肝要である。

「紀元前の朝鮮半島には、燕の国から製鉄技術や鋳鉄技術を含む冶鉄技術がもたらされ、三国時代には半島の北から南まで広く普及していたと考えられる。しかし、列島に製鉄技術を持ち込まれたのは、現在の考古学的成果からは6世紀後半、鉄の鋳造技術については7世紀後半ではないかとも言われ、その実距離に比して、冶鉄技術の技術移転に膨大な時間を要している。何故であろうか。倭人の朝鮮半島における鉄生産への関わりは、すでに弁辰の鉄の時代から指摘されている。倭人の継続的な朝鮮半島の鉄生産への関わりが想定されるところである。」（鈴木勉「鉄（ずく、はがね、なまがね）をめぐる技術移転」³⁾）。

漢がかつて周辺諸国に対して行っていた限治供鉄政策と同様に、百濟など朝鮮三国は日本列島各地に対して限治供鉄政策を行っていたと考えられるのである。そのことによって、朝鮮より日本列島の製鉄技術の獲得は確実に遅れる。しかし、いかにヤマト王権に対して技術移転を阻止しようとしたとしても、朝鮮半島と日本列島の実距離の近さからして、他の地域の王権との人、物の交流、交易は活発になされたことも想定されなければならない。朝鮮半島の進んだ製鉄技術で作られた武器が日本に持ち込まれることもあったであろうし、その製法を知っている工人らの渡来もあったであろう。それにもかかわらず、朝鮮半島と日本列島の間に冶鉄技術の格差が開いてしまったのは、歴史的には不思議な現象である。ヤマト王権がしっかりと冶鉄に関する資料、情報、技術者を集め事が出来たならば、それほど技術的な格差は開かなかつたのではないだろうか。筆者らはこの垂仁紀の記述がその疑問を解く鍵となりうるのではないかと考える。

天日槍は新羅の王子とはいえ、正式なヤマト王権への使節などではなく、応神記の記述によれ

3 鈴木勉「鉄（ずく・はがね・なまがね）をめぐる技術移転」『ふくしま発信 古代鉄生産の技術』シンポジウム配布資料
二〇〇八年

ば、逃げた妻を追って日本列島へ来て難波に到らんとしたが、進路を塞がれ、やむなく多遅摩（但馬）国に定着したと記されている。その将来した出石の小刀とはどのようなものであったのか、分らないが、当時のヤマト王権下には無かった新しい技術で作られた武器であった可能性は高い。それが他の地域の王権との交流によって日本列島に持ち込まれたことになる。ヤマト王権からは遠く離れた地域王権に遭遇されることになったのである。垂仁紀によれば天日槍は近江、若狭と巡つて、結局但馬に定着したのである。ここに渡来氏族と但馬の地域王権の結合という新たな力が生じる。この地域王権が渡来人の子孫と共に半島からの珍しい将来品を門外不出の神宝として管理していた。となれば、渡来人が持っていた製作技術についても、その地域王権が独占できることになり、社会的、経済産業的にかなり有利な立場に立つことになったのである。特にヤマト王権が問題とするのは、先端的な武器や工具を作ることができる鉄の加工技術であった。垂仁三年の記事はそのことを示している。渡来人が将来し、但馬への技術移転が成功しかかっている鉄の加工技術を、その重要性に気付いたヤマト王権が慌てて獲得に乗り出したのではないだろうか。天日槍が将来した小刀は、鉄の加工技術を象徴するものであろう。

3. 技術移転成功への二つの障壁

垂仁紀三年の記述には、他にまだ不思議なことがある。以下のことなどである。

- ① ヤマト王権側が、神宝の将来から長い時間が経過した後、改めて「見せよ」と要求したこと。
ここでは将来後八五年のこととされるが、実際にはよくわからない。
- ② 清彦の見え透いた嘘による抵抗に対し、垂仁天皇側があっさり引き下がっていること。
- ③ 小刀が淡路島へ行ってしまったことで、事件が収まつたこと。

後の雄略天皇の御代であれば、不敬であるとして、いとも簡単に死刑にしてしまいかねないところである。弱腰に過ぎないかと思えるほどの垂仁天皇側の態度は、但馬の地域王権に対する政治的軍事的優位性がこの当時はまだ十分ではなかったことを表しているのかも知れない。垂仁天皇側が恐れたのは、渡来系技術者集団と地域王権との強い結びつきであったと考えられるのである。つまり、渡来系技術者集団が但馬の国を離れて、淡路の国という新しい土地を求めて移住していくことで、この問題は収束している。これは、但馬の地域王権と渡来系氏族との別離を意味するものであって、垂仁天皇側が抱いた恐れは、それによって解消されたものと考えることが出来よう。

ここで、技術移転の成否如何という観点で見れば、この事件によって、垂仁天皇側は渡来系氏族が持っている技術を獲得することができなかつた。それでも垂仁天皇側にとっては満足な成果であった。それは、その主たる目的が渡来系氏族の技術が但馬地域に移転されることを阻止することにあったからであると考えられよう。政治的危険の少ない淡路の国であれば、鉄の加工技術が移転に成功する可能性は低いと判断したのである。必ずしも安定期に入っていたヤマト王権にとって、自らその技術を獲得するよりも、周辺の地域王権に技術移転されることを阻止することに大きな意義があったのではないだろうか。

日本列島内における各地の地域王権とヤマト王権との緊張関係がもたらす鉄の加工技術導入の駆け引きが、技術移転の成功を阻害し、朝鮮半島側の国家対外政策としての供鉄限治政策と相俟つて、日本列島への冶鉄関係の技術移転が非常に遅れたと考えることができるのである。

以上のようなエピソードはなにも垂仁紀だけに書かれているわけではない。

これに先立つ崇神紀六十年にもよく似た話がある。

4. 崇神紀と景行記に見られる渡来技術

崇神紀六十年

あきふみづき ひのえさる ついたちつちのとのとりのひ まへつきみたち みことのり のたま たけひなてるのみことある
 六十年の秋七月の丙申の朔己酉に、群臣に詔して曰はく、「武日照命一
 い たけひなとり あめひなとり あめ も きた かむたから いづものおほみかみ
 に云はく、武夷鳥といふ又云はく、天夷鳥との、天より将ち来れる神宝を、出雲大神の
 みや をさ これ みまほ やたべのみやつこ とほつおやたけもろすみ あるふみ またのな
 宮に藏む。是を見欲し」とのたまふ。則ち矢田部造の遠祖武諸隅一書に云はく、一名は
 おほもうすみ つかは たてまつ こ とき あた いづものおみ とほつおやいづものふるね かむたから つかさど
 大母隅といふを遣して献らしむ。是の時に当りて、出雲臣の遠祖出雲振根、神宝を主
 り。是に筑紫國に往りて、遇はず。其の弟飯入根、則ち皇命を被りて、神宝を以て、
 い いろどうましからひさ こうかづくぬ さづ たてまつ あ すぐ かへ まう
 弟甘美韓日狹と子鷦鷯濡渟とに付けて貢り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り来て、
 かむたから みかど たてまつ き いろどいひいりね せ い しばしま なに
 神宝を朝廷に献りつといふことを聞きて、其の弟飯入根を責めて曰はく、「数日待たむ。何
 かしこ たやす ここ も すぐ としつき ふ なほうらみふつくむこと
 を恐みか、輒く神宝を許しし。」といふ。是を以て、既に年月を経れども、猶恨忿を
 うだ いろど ころ こころあ よ あざむ い このごろ やむや ふち さは もお
 懐きて、弟を殺さむといふ志有り。仍りて弟を欺きて曰はく、「頃者、止屋の淵に多に萋生
 ねが とも ゆ みまほ すなは いろね したが ゆ これ さき あにひそか
 ひたり。願はくは共に行きて見欲し」といふ。則ち兄に隨ひて往く。是より先に、兄窃
 こだち つく かたちまたち に ときには いろどまたち とも ふち ほとり いた
 に木刀を作れり。形真刀に似る。當時自ら佩けり。弟真刀を佩けり。共に淵の頭に到りて、
 いろね いろど かた い ふち みづいさぎよ ねが かはあ おも
 兄の、弟に謂りて曰はく、「淵の水清冷し。願はくは共に游沐みせむと欲ふ。」といふ。弟、
 こと したが おのおのは たち ぬ ふち はた お みづのなか かはあ すなは あにさき くが
 兄の言に従ひて、各佩かせる刀を解きて、淵の辺に置きて、水中に沐む。乃ち兄先に陸
 あが またち と みづか は ちの いろどおどろ こだち と とも あひう
 に上りて、弟の真刀を取りて自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取る。共に相撲つ。弟、
 ぬ え いひいりね う ころ かれ ときのひと うたよみ くもた
 木刀を抜くこと得ず。兄、弟の飯入根を撃ちて殺しつ。故、時人、歌して曰はく、や雲立
 つ 出雲梶帥が 佩ける太刀 黒葛多巻き さ身無しに⁴、あはれ是に、甘美韓日狹、鷦鷯濡渟、
 みかど まう つばひらか かたち まう すなは き び ひこ たけめなかはわけ つかは いづものふるね
 朝廷に参向でて、曲に其の状を奏す。則ち吉備津彦と武渟河別とを遣して、出雲振根を
 ころ 誅す。

垂仁紀の神宝秘匿事件と同工異曲の話であることは、大方異論ないであろう。こちらで問題となっている出雲の神宝は、武日照命が天より将来したものというだけでどのようなものか分らないが、古代ヤマト王権が、対立する出雲の地域王権の神宝を頻りに検査したがっているわけで、實際には垂仁紀の場合と同様に、大陸や半島から将来された、日本列島ではまだ作れないような先進技術製品であった可能性が高いのではあるまいか。その「神宝」中でも特に何を提出してしまった事を兄が激怒したのかということも書かれていないのであるが、垂仁紀の事件の例から推し測ればやはり刀、鉾などの武器が含まれていたことが一番の問題だったのではないかと考えられる。その傍証と言つてよいのかどうか分らないものの、この話には激怒した反ヤマト派の兄が親ヤマト派の弟を「太刀替え」というだましの手法で殺してしまうという後日談が付属しているのである。そしてまた不思議なことに、これと歌まで酷似した「太刀替え」の話は景行記にもあるのである。

景行記⁵

即ち出雲國に入り坐して、其の出雲建を殺さむと欲ひて到りまして、即ち友と結りたまひき。故、竊かに赤檣以ちて、詐刀に作り、御佩と為て、共に肥河に沐したまひき。ここに倭建命、河よ

4 書紀原漢文「佐微」、古事記原漢文「佐味」とは「さ身」（接頭語さ+身=刀身）である、というのが本居宣長以来の通説。他に「鎧」と見る説（橘守部）や「鋤」と見る説（契沖）もあるが、上代に鎧という語の確例が無いし、「鋤」説は発音的に無理があろう。

5 『古事記 祝詞』日本古典文学大系1 岩波書店 一九五八年

り先に上りまして、出雲建が解き置ける横刀を取り佩きて、「刀を易へむ。」と詔りたまひき。故、後に出雲建河より上りて、倭建命の詐刀を佩きき。ここに倭建命、「いざ刀合はさむ。」と説いて云りたまひき。ここに各その刀を抜きし時、出雲建詐刀を得抜かざりき。すなはち倭建命、その刀を抜きて出雲建を打ち殺したまひき。ここに御歌よみしたまひしく、やつめさす 出雲建が 佩ける刀 黒葛多纏き さ身無しにあはれ (二四) とうたひたまひき。故、かく撥ひ治めて、参上りて 覆 奏 したまひき。

このように、書紀と古事記とで、時代も話の内容も歌の詠み手も全く異なっているのに、舞台が出雲であることと、「太刀替え」によってだまし討ちにすることと、歌が酷似しているというのはまことに不思議なことである。どういう事情でこうなったのかは推測するしかないが、少なくとも「ヤマト対出雲」という局面において「太刀替えによるだまし討ち」ということが問題を解く鍵になっている、ということは言えるのではなかろうか。

では崇神紀と景行記の記述は、どちらが元でどちらが派生なのであろうか。

土橋寛⁶は、「書紀が欺し討の物語を倭建の命でなく、出雲振根兄弟の物語とし、歌を殺された弟に対する時人の同情の歌としたのは、このような古代的英雄としての倭建の命の物語に対する批判に基づく改作であろうと思う。」と述べ、景行記を元と見る。だが欺し討が卑怯だから改作するというなら、書紀はなぜ倭建命が女装して熊襲を油断させて殺したという卑怯な話は改作しないのか。出雲征伐という倭建命の功績譚が元々あったのなら、それを抹消して出雲の兄弟の内輪もめというような話に矮小化するであろうか。この説には従い難い。

荻原浅男⁷は、「神宝の獻上は朝廷への服属を意味し、崇神紀の話は史実をかなり反映しているが、こここの倭建命の出雲征伐は、こうした史実を資料として説話的に構想されたものといえよう」といい、崇神紀を元と見る。実年代とのズレはともかく、書紀が編年体で書かれた国家の正史であるのに対して古事記は物語性を重視した史書であること、崇神紀の話は痛快なものではないが、かなり具体的で複雑な展開を示しているのに対し、景行記の方は単純明快な征伐譚であることを考えれば、荻原の指摘はもっともあると思う。つまり崇神紀が比較的史実に近い元の説話であり、景行記がそれを単純化して倭建命という英雄による出雲征伐譚にしたのであって、策略によってヤマトタケルがイヅモタケルを打ち破り、「イヅモタケルの刀は外見は立派だけれど中身が無かったな」と嘲笑したことになるわけである。たとえば西宮一民⁸が、「計略による勝利は英雄の条件で、これによって倭建命は英雄として大きく成長してゆく」と言い、山路平四郎⁹が、「出雲の武力も、ひとたび倭に対せば、まったく無力であったことを諷刺するものが、この歌の本来の姿」というように、手放して賞賛することができる。

だが技術移転論の見地から見れば、この話はそのように都合よく解釈できる話であるとはいえない。というのは、「太刀替え」の結果そういうことになったのであるから、元々、外見だけ立派で中身の無い刀を持っていたのはヤマトタケルの方なのであり、真刀を持っていたのはイヅモタケルの方なのであって、これは策略でも使って刀を交換でもしなければ出雲側に勝てないのではないか、という武器製造技術の先進度におけるヤマト王権側の恐れを表わしているとさえ見ることができる

6 『古代歌謡集』日本古典文学大系3 岩波書店 一九五七年

7 『古事記 上代歌謡』日本古典文学全集1 小学館 一九七三年

8 西宮一民『古事記』新潮日本古典集成 新潮社 一九七九年

9 山路平四郎『記紀歌謡評釈』東京堂出版 一九七三年

話だからである。

しかば景行記より史実に近いであろう崇神紀の方の記述で、出雲人の兄弟同士による殺し合いという深刻な事態にまで発展してしまった神宝献上事件における「太刀替え」の話はどういうことを表わしているのであろうか。こちらでは一般に、兄出雲振根が反ヤマト派、弟飯入根が親ヤマト派であるといわれているが、二人とも出雲人なので、単純に兄出雲振根が景行記の出雲建に該り、弟飯入根が倭建命に該る存在だと置き換えることはできない。太刀替えによるだまし討ちの結果、勝ったのも、こちらでは反ヤマト派の兄出雲振根であり、殺されて歌に「あはれ」と詠まれたのは親ヤマト派の弟飯入根なのであって景行記とは逆のように見える。どう整理したらよいのであろうか。これは思うに、今まで弟飯入根を「親ヤマト派」などと安易に色付けして呼んできたこと自体に問題があったのではないか。この場合、ヤマト王権が神宝を差し出せと言つて来たのであるから、弟飯入根がその通りにしたのは仕方がなかったのであり、そのことをもって飯入根を親ヤマト派などと呼ぶのは酷というものである。拒否すれば反抗したとされ、ヤマト側から攻撃されたかもしれない。ではなぜその無理もないことをした弟を兄は殺すほど激怒したのか。書紀をよく読めば分るように、兄は神宝献上自体を怒っているのではない。なぜ自分が帰るまで数日待たなかつた、と怒っているのである。そうすれば老獴な自分ならば、刀だけ紛失しましたとか（それが垂仁紀の例である）、研究されても差し支えない駄刀にすりかえて提出するなどいくらでも策を弄することができたのに、弟が何の工夫もなく重要な防衛機密情報を含むかもしれぬ神宝を差し出した政治上の甘さが許せなかつたのである。田井嘉籐次¹⁰は、「神宝検分は、その所有族勢を弱はめん為の策である。」と言う。なぜ神宝を検分すると族勢が弱まるのか。福本雅一¹¹は、「各部族伝來の神宝を接収することによって、その部族の精神的支柱を骨抜きにすることは、至聖所の破壊や、改宗の強制と共に、征服者の常套手段である。」と精神的意義を強調する。確かにこうした精神的意義が大きいと思われるが、それをもう少し技術移転論から具体的に言うならば、これは折角先祖が半島から将来した武器などの新技術を象徴する宝物を秘蔵し、ヤマト王権に対し、たとえ心理的効果（いわゆる抑止力）にすぎないにせよ優位に立つことができる材料を有していたのに、それを弟（飯入根）のように安易に朝廷側に提出してしまっては技術が盗まれてしまい、その結果、抑止効果も失ってしまうということ、つまりこれまでの戦略的な駆け引きが通用しなくなってしまうことになるのだということを説く話なのではないか。但し、技術には形がない。技術は目に見えないものである。こうした無形のものを盗むということは分りにくい概念である。そこで、少しでも油断すれば先端技術をアッという間に盗まれて完全に立場が逆転してしまい、自分が持っていたはずの武器で自分が殺されてしまう、などということになることの恐ろしさを即物的に分りやすく喻えたのが「太刀替え」の話ではなかろうか。だからこそ出雲振根は飯入根に「お前のやつたことはこういう結果を招く失態だ」として「太刀替え」による制裁を加えたのであろう。飯入根にすればヤマト王権に睨まれたくない一心で神宝を献上したのであろうから、それはそれで無理からぬところである。また出雲振根の、戦略的防衛機密を死守しなければならない、という心情も理解できるものである。結果として兄弟喧嘩で出雲振根は飯入根を殺し、その出雲振根も朝廷に殺されたのであるから、郷土を思う点では同じであったはずの兄弟が、ヤマト王権との技術移転をめぐる駆け引きという難しい局面の中で共に命を落としたという悲劇は、いかなる立場にいる時人の目から見ても、

10 田井嘉籐次『詳解古事記新考』大同館書店 一九三〇年

11 福本雅一「出雲建が佩ける太刀」 帝塚山学院短期大学研究年報18 一九七〇年

同情を禁じえない出来事であったといえよう。神堀忍¹²は「かういった所伝を記載することの根底には、ヤマト王権と地域王権との政治的な葛藤が潜在してゐることを否定することはできない。こうした勢力的均衡が破れようとする時期の犠牲者が出雲建によって表はされる人物である」とい、また「古事記が倭建命といふ個人とこの歌謡とを結合してゐることに、やはり無理なものがある」という。つまり崇神紀の説話と歌謡は比較的史実に即したもので、技術移転をめぐる出雲側とヤマト側との厳しい政治的駆け引きの中で、どちらも郷土愛の持主であった出雲の統治者兄弟が命を失い、ヤマト側に圧倒されていく過程で自然に時人の間で語られ歌われたものであったかと思われるが、景行記の方はそれを資料として、出雲の勇者対ヤマトの勇者の決闘という単純明瞭な構図に引き直し、面白い太刀替えのエピソードや歌謡も残したものであって、そのため歌は時人が同情して詠んだものではなく、倭建命が嘲笑して詠んだという設定になったものと考えられる。

5. 奉制し合うヤマト王権と地域王権

こうして半島側が日本列島諸地域に対して限治供鉄政策を採っていた状況下において、非公式に、あるいはヤマト王権に知られない方法で、半島の鋳鉄技術で作られた武器を将来したり、技術を持った渡来人を帰化させたりした出雲や但馬などの地域王権は、その心理的有利さは維持したいと思ったであろうが、反面、そうした新型武器を量産したりすればヤマト王権との間で無用の摩擦を起こす恐れがある。ヤマト王権と事を構えずに、しかも新技術を有するという心理的優越だけは維持するにはどうすればよいか。その技術がヤマト側に広まることを阻むために武器などを門外不出の神宝として祀り上げ、秘匿することである。ヤマト王権側も地域王権が大切にしている神宝を見せよとは言いにくいし、地域王権側も武器量産などは考えておりません、ただ祀り上げているだけです、ということができる。こうした表面上の静穏と、水面下での緊張のもとにおいて列島の政治的安定が実現されていた、と考えることができる。ヤマト王権側と地域王権側との相互の奉制が、技術移転の実現を著しく遅らせることになったのであろう。この理解は、日本列島の鋳鉄技術が不自然なほど半島より遅れたことの一つの説明になりうるのではなかろうか。そして治鉄の技術移転の遅れたことについては、拙稿『古代文学と技術移転 ②刀匠を驚かした申届する剣（播磨国風土記讃容郡条より）』¹³で述べた。併せてお読みいただきたい。

12 神堀忍「古事記歌謡における挽歌的なるもの—記紀歌謡における「あはれ」の語義をめぐって—」『国文学』関西大学国文学会 1960 年

13 福井卓造・鈴木勉 2013 「古代文学と技術移転 ②刀匠を驚かした申届する剣（播磨国風土記讃容郡条より）」『文化財と技術』第 5 号 工芸文化研究所

文化財と技術 第7号

2015年12月1日 印刷

2015年12月1日 発行

編集 鈴木 勉

発行 特定非営利活動法人 工芸文化研究所

所長 鈴木 勉

発行所 特定非営利活動法人 工芸文化研究所

所長 鈴木 勉

東京都台東区根岸5-9-19 (〒110-0003)

印刷 千葉刑務所

千葉県千葉市若葉区貝塚町192 (〒264-8585)